

## 第2章 水防組織

### 第1節 水防管理団体の水防組織

#### 1 町の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、町は役場に水防本部を設置し、事務を処理する（組織図：資料編1－6、所掌業務：資料編1－7）。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

※資料編1－6：音更町水防本部組織図

※資料編1－7：音更町水防本部業務分担

#### 2 消防機関の組織

消防機関の組織は、資料編2－1及び2－3のとおりである。

※資料編2－1：消防組織図

※資料編2－3：消防団の水防分担区域及び配置人員

#### 3 水防に関する協議

法第34条の規定により、水防計画その他水防に関する重要な事項の調査審議は、音更町防災会議において行うものとする。

## 第2節 十勝川外減災対策協議会

本協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、十勝川等における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、帯広開発建設部、釧路地方気象台、十勝総合振興局、十勝管内市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会及び第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として設置する。